

## 自動販売機の設置場所貸付に係る仕様書

### 1 貸付場所及び貸付面積

| 所在地                                   | 貸付箇所                   | 台数 | 位置図    | 貸付面積                         |
|---------------------------------------|------------------------|----|--------|------------------------------|
| 秋田県秋田市豊岩石田坂<br>字鎌塚 77-3<br>秋田県立新屋高等学校 | 新屋高等学校 1階<br>生徒用昇降口ホール | 1  | 別紙のとおり | m <sup>2</sup><br>1.00<br>以内 |

※貸付面積には転倒防止器具等部分を含む。

### 2 貸付期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（3年間）

### 3 設置する自動販売機の規格及び条件並びに設置場所を借り受ける者（以下「設置事業者」という。）の遵守事項

#### (1) 大きさ及びデザイン

- ①大きさ 別紙自動販売機設置場所のとおり
- ②デザイン（外観色を含む） 周辺環境に配慮したデザイン、外観色とする。

#### (2) 環境対策

次の①②いずれかを満たすもの

- ①省エネ 「照明の自動点滅・減光」又は「販売傾向」、いわゆる「学習省エネ」及び「ピークカット」並びに「真空断熱材やヒートポンプ採用」、「ゾーンクーリング」、「LED照明」など、現に消費電力量の低減に資する技術等を導入している機種

- ②フロン対策 ノンフロンを冷媒（二酸化炭素又は炭化水素）として採用したノンフロンタイプの機種

ただし困難な場合は「代替フロン（地球温暖化対策の推進に関する法律による）」等を認める。

#### (3) 安全対策

- ①転倒防止 「自動販売機の据付基準」（JIS規格）、「自動販売機の屋内据付基準」（業界自主基準）及び「自動販売機据付基準マニュアル」（日本自動販売機工業会作成）を遵守した措置を講じるものとする。

- ②食品衛生 「食品、添加物等の規格基準」（食品衛生法）及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとする。また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。

- ③防犯 硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

#### (5) 自動販売機の設置及び管理運営

- ①設置事業者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などをを行う。

- ②設置事業者において、消費期限の確認など、安定した高品質の商品を提供するための品質保証活動を行う。

- ③設置事業者において、専門技術サービス員による保守業務を隨時行って維持に努めるほか、故障等の連絡時には即時対応する。

#### (6) 社会貢献への取り組み

①災害対応 施設の特徴に応じて、災害、緊急時対応としてのフリーベンド機能（災害時に自動販売機の中の飲料を無料で提供）、A E D（自動体外式除細動器）付きの機種又はユニバーサルデザイン等の付加価値付きの機種を設置することを妨げない。  
②募金付き自動販売機の設置を妨げないが、その旨をステッカー等で周知すること。

#### 4 販売商品の種類等

- (1)種類 栄養調整食品、パン類等とし、カップ麺は除く。（担当者と事前協議する）
- (2)価格 標準販売価格（定価）以上の値段で販売しないこと。

#### 5 貸付料

最高落札価格とする。

#### 6 施設利用者数

全校生徒及び教職員等の職員 約500人

#### 7 電気料等

設置者が自ら設置したメーター（計量法（平成4年法律第51号）に基づく検査に合格したものに限る。）により計測した使用量に基づき、秋田県が別に定める算出方法により計算した額とする。

子メーターを設置することを原則とするが、やむを得ない事情により電気量を計測するメーターを設置できない場合は、以下のとおりとし、双方の協議により契約当初又は年度当初に一括納入することができる。

- (1)電気使用料 自動販売機の定格消費電力に基づき、秋田県が別に定める算定式により計算した額とする。

#### 8 売上手数料

徴収しない。

#### 9 費用負担

- (1)自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置事業者が負担する。
- (2)電気量を計測するためのメーターを設置する費用は、設置事業者が負担する。なお、設置にあたっては秋田県の指示に従うものとする。

#### 10 貸付場所の返還

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して秋田県の確認を受けなければならない。

#### 11 自動販売機設置に伴う事故

秋田県の責に帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責を負う。

#### 12 商品等の盗難及び破損

- (1)秋田県の責に帰することが明らかな場合を除き、秋田県はその責を負わない。
- (2)設置事業者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。